

第10次墨田区交通安全計画（概要）

【計画の性格】

本計画は、交通安全対策基本法に基づき、第11次東京都交通安全計画に準拠して作成するもので墨田区における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である。

【計画期間】

令和3年度から令和7年度までの5か年

5か年の施策

計画の目標

子ども、高齢者、心身障害者等の交通弱者の安全を確保するため、道路や安全施設の整備、道路利用の適正化等を実施し、安心して通行、利用できる交通環境の整備を図る。

自転車を含めた運転者をはじめ、交通に関わるすべての区民が交通ルールの遵守と交通マナーを身につけ、生涯における交通安全教育の推進を図る。

誰もが気軽に利用できる自転車の利用環境を整えとともに、自転車の安全利用に関する制度の充実や啓発活動を推進し、自転車の利用秩序の確立を図る。

道路、交通安全施設等の整備

○課題

【道路整備】

- ・幹線道路の交通量が非常に多く、道路の容量を超えた自動車が裏通りへと迂回するため、裏通りが混雑し、交通事故を招いている。
- ・区道の多くが完全な歩車道分離がされておらず、特に北部地区は幅員の狭い道路が入り組んでおり、道路整備がいまだに不十分である。
- ・高齢者、障害者等が安心して快適に歩ける、人にやさしい道づくりが必要である。

【自転車駐車場整備計画】

- ・自転車利用者のニーズに応じた自転車駐車場の整備が必要である。

【道路交通環境の整備】

- ・生活道路等道路の幅員が狭い地域の違法駐車、放置自転車が円滑な交通の支障となっている。
- ・子ども、高齢者、心身障害者等の交通弱者が安心して通行できる環境整備が必要である。

○対策

- ・歩行者が安心して通るため歩行者横断部の段差の解消等バリアフリーの強化や歩道の整備、道路の拡幅に努める。
- ・音響信号やゆとりシグナル、点字ブロックを設置等歩行者の通行空間の分離を行い、歩行者の安全性と快適性の向上を図る。

- ・自転車駐車スペースを確保し、放置自転車の台数や利用実態等を踏まえた自転車駐車場の整備を行う。

- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や生活道路等に対してゾーン30等の交通規制やガードレール等の施設設備を行い、人優先の交通安全対策に努める。

交通安全教育の実施

【年齢層、対象に応じた交通安全教育】

- ・高齢者に対する交通安全教育
- ・自転車に対する交通安全教育
- ・二輪車に対する交通安全教育
- ・子どもと保護者に対する交通安全教育
- ・車両運転者に対する交通安全教育
- ・フードデリバリー等の配達員に対する交通安全教育
- ・SNSを活用した交通安全教育

- ・交通安全意識の高揚を図るため、交通安全協会、高齢者団体等の地域の交通安全組織を通じた交通安全教育や、春・秋の年2回実施する交通安全運動等での関係機関や地域住民と一体となった交通安全教育を推進する。

- ・年齢層に応じた交通安全教育を実施し、生涯を通して一貫性のある交通安全教育を推進する。

安全自転車の交通

【自転車走行空間の整備】

- ・自転車通行ネットワークや自転車走行レーンの整備

【放置自転車の取締り】

- ・自転車放置禁止区域の拡大や撤去回数の増加

【自転車損害賠償保険の加入】

- ・自転車事故の危険性の周知及び加入の徹底

【自転車安全利用に関する啓発活動の実施】

- ・各種交通安全キャンペーンを通じた自転車安全利用の啓発活動の実施

- ・歩道・車道・自転車走行レーンなど、歩行者・自転車・自動車が安心して通行できるようハード面の整備を行う。

- ・多面的な機能を持つ自転車の利用について、自転車の安全対策や放置自転車対策等の強化を図る。

- ・自転車利用者に対する交通ルールやマナーについての意識を高揚させ、自転車が関与する交通事故の減少に努める。